

Business Certificate news

2010年9月24日

原産地証明書における改ざんについて(注意喚起)

この度、当所が発行した原産地証明書において、下記のとおり改ざんの事実が判明しましたので、ご案内いたします。

申請者の皆様方には、今一度、Web上の貿易関係証明マニュアルを確認いただき、適正に申請いただくよう、お願い申し上げます。

記

1. 概要

- ・ 2010年8月、ある外国政府より当所が発行した原産地証明書について照会があり、控えを確認したところ、原産地証明書発行後の追記が判明。
- ・ 申請者（輸出者）より、相手国の輸入者が書類取得後に追記の事実の報告を受けた。
- ・ 当所では、証明書の発給後の改ざんの事実を日本商工会議所を通じ、相手国政府に連絡。

2. 申請者各位へのお願い

海外の取引先より追記等の依頼があった場合には、当商工会議所の「証明後の訂正」の規則に準拠して下さい。

(証明後の訂正/http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/VII_rev1.html)

【本件問合せ先】 証明センター 新山 03-3283-7610